

「水都大阪フェス 2018 の開催等にかかる企画調整、運営及び警備等業務」  
企画提案募集要項

## 1 事業の趣旨

大阪市内の中心部には、世界でも稀な都心を囲む「水の回廊」があり、歴史や文化、さらには水辺を彩るライトアップされた護岸や橋梁、建物など魅力ある空間を、船や遊歩道などで巡ることができます。

今回、水都大阪の多彩な魅力創出とそれらを広く国内外に発信することを目的に水上・水辺を楽しめる集客力のある標記イベント実施にかかる企画提案を募集します。

## 2 委託業務内容

### (1) 業務名称

水都大阪フェス 2018 の開催等にかかる企画調整、運営及び警備等業務（以下「本件委託業務」という。）

### (2) 業務内容

詳細は、別添「水都大阪フェス 2018 の開催等にかかる企画調整、運営及び警備等業務仕様書」のとおり

ア 事業全般に係る企画調整及び運営

イ 効果的な情報発信

ウ 集客に係る計画

エ 自主警備、交通規制計画

オ 会場設営及び搬入出計画

カ 協賛獲得計画及び体制

### (3) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

### (4) 提案上限金額

18,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

### (5) その他

本件委託業務に係る企画提案（以下「本件企画提案」という。）の募集に応じた者（以下「応募提案者」という。）のうち、有識者等で構成する事業者選定委員会による審査を経て、最も優れた企画を提案した者（以下「契約候補者」という。）と契約条件を協議のうえ契約を締結します。

## 3 企画提案の概要

### (1) 企画概要

次の事項を満たす提案であること。

① 水の回廊の水上空間を活用して、インパクト及び独自性があり、来場者を惹きつける話題性や集客力のあるイベントを実施すること。

② 水辺を活用し、来場者が水都らしさを体感できる参加・体験型イベント（舟運、飲食イベントを含む）を併せて実施すること。

※ 同時期に実施する「水都大阪 舟運創造推進事業」、「水辺のまちあそび事業」等と連携すること。

(2) 開催期間

平成 30 年 10 月 20 日（土）から 21 日（日）までの 2 日間

※ 時間が夜間に及ぶ場合は、照明機器の設置、警備員の増員など、安全対策を徹底すること。

(3) 開催場所等

- 水の回廊の水上、水辺空間を利用すること。
- 開会式典やステージ・パフォーマンスなど、関連の集客イベントが開催できるよう中之島公園芝生広場にステージ設備を設置すること。

(4) 情報発信

- 水都大阪の魅力を広く国内外に発信できるよう、テレビ、新聞、雑誌等のメディアに対して効果的な情報発信が可能となる戦略的な広報計画であること。
- 来場者以外にも広く周知効果を発揮するため、様々なメディア、SNSの積極的な活用について、具体的かつ効果的なものであること。

【提案にあたっての留意事項】

- 事業の実施に必要な事項がすべて網羅された事業計画となっていること。
- 計画性、実現性が高い内容となっていること。
- 自主警備、交通規制計画、河川の航行、会場設営及び搬入出計画、協賛獲得等について、具体的な提案であること。
- パンフレット広告協賛等により、合理的かつ効果的に協賛を獲得するものであること。
- 事業計画の策定にあたっては、下記の協議、調整が必要であることを踏まえていること。
  - ※ 事業の実施について、地元関係機関等との協議、調整
  - ※ 警備、交通誘導、規制等について、警察、地元関係機関等との協議・調整
- 事業の実施にかかる調整、関係機関との協議等により、提案内容（提案金額を含む）の一部を変更、または一部を実施できない場合がある。
- 雨天時の対策、代替についても提案すること。
- 主催者等の登壇による開会式典を実施すること。式典の実施に必要な連絡調整、運営・進行を行うこと。
- イベント告知、来場者配布用のパンフレット、ポスターを作成すること。パンフレット、

ポスターには、本企画提案にかかるイベントの案内に加え、連携する他のイベントの案内も併せて掲載し、事業効果を最大限引き出すこと。

- ・ 2025 年万博誘致の機運醸成につながる工夫がされていること。

#### 4 日程

公募開始	平成 30 年 5 月 30 日（水）
説明会参加申込書提出期限	平成 30 年 6 月 6 日（水）午後 5 時まで
説明会	平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 2 時から
質問事項の提出締切	平成 30 年 6 月 15 日（金）午後 5 時まで
質問事項に対する回答	平成 30 年 6 月 22 日（金）午後 5 時までに回答
提案書等の提出期限	平成 30 年 6 月 29 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーション審査会	平成 30 年 7 月中旬
契約候補者の決定	平成 30 年 7 月下旬
契約の締結	平成 30 年 7 月下旬

#### 5 応募資格

本件企画提案の応募資格は、次に定める内容を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。ただし、共同企業体が応募する場合は、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）のうち、代表となる者（以下「代表構成員」という。）を定め、かつ、構成員全てが次の(1)から(7)に定める内容を全て満たすこと。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すると認められる者（次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配

人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を書し若しくは不正の利益を得るために  
連合した者
  - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (ウ) 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了を確認するために行う監  
督又は検査の実施に当たりコンソーシアム職員の職務の執行を妨げた者
  - (エ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
  - (オ) 前記(ア)から(エ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約  
の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手  
続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第  
33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしな  
かった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2  
項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によるこ  
ととされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭  
和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更  
生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更  
生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手  
続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者につ  
いては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされな  
かった者とみなす。
- (4) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税、市（町村）税に係る徴収金を完納して  
いること。
- (5) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近 1 事  
業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) この公示の日から契約締結日までの期間において、大阪府暴力団排除措置要項第 11 条関  
係に該当しない者であること。

## 6 失格事項

応募提案者が次のいずれか 1 つに該当する場合は失格とします。応募提案者が契約候補者に決  
定した後契約締結までの間に、次のいずれか 1 つに該当した場合も同様に失格とし、次点の者  
を採用します。

- (1) 応募資格を満たさなくなった場合もしくは応募資格を満たさないことが明らかになった場

合

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 2つ以上の提案を提出した場合（共同企業体の構成員が他の共同企業体の構成員となっている場合及び単独の応募提案者となっている場合も含む。）
- (4) 契約上限金額を超える額の「応募提案金額見積書」を提出した場合
- (5) 本件企画提案の募集に係る説明会及び別途連絡する事業者選定委員会によるプレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- (7) 別紙「水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式応募提案・見積り心得」に違反した場合
- (8) 提案書等が、期限までに提出されなかった場合

## 7 説明会の実施

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催しますので、応募しようとしている者は必ず出席してください。

なお、出席していない場合は、「水都大阪フェス 2018 の開催等にかかる企画調整、運営及び警備等業務企画提案応募申請書」を受け付けませんのでご注意ください。

### (1) 説明会の開催日時について

ア とき

平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 2 時（受付開始午後 1 時 30 分）

イ ところ

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階 会議室

### (2) 説明会参加申込書について

ア 提出方法

- ・別紙様式 1 「水都大阪フェス 2018 の開催等にかかる企画調整、運営及び警備等業務説明会参加申込書」を FAX 又は電子メールで提出してください。
- ・申込み後、到着の有無を必ず電話で事務局に確認してください。

コンソーシアム 電話番号：06-6210-9311（平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分）

イ 受付期間

平成 30 年 6 月 6 日（水）午後 5 時まで《必着》

ウ 申込書提出先

- ・FAX の場合：06-6615-6300
  - ・電子メールの場合：[info@suito-osaka.jp](mailto:info@suito-osaka.jp)
- ※電子メールによる提出の場合は、「件名」に

【説明会参加申込：水都大阪フェス 2018】と記載してください。

## 8 質問の取り扱い

### (1) 受付方法

- ア 別紙様式 2-1 「水都大阪フェス 2018 質問票」を電子メールで送信してください。
- イ 電子メールのみ受け付けます。口頭、電話、FAX での質問は一切受け付けません。
- ウ また、共同企業体で応募する場合は、代表構成員がとりまとめて送信してください。
- エ 電子メールの「件名」に「【質問：水都大阪フェス 2018 について】」と記載して送信してください。
- オ 補足資料等のファイルを添付する場合には、マイクロソフトワード形式、マイクロソフトエクセル形式又はアドビ PDF 形式としてください。なお、電子メールのサイズは 1MB を限度とします。
  - コンソーシアム以外の関係機関等に対する質問は直接行わないこと。必要に応じてコンソーシアムが取りまとめて確認を行います。
- カ 質問の送信後は、必ず到着の有無を電話で事務局に確認してください。

電話番号：06-6210-9311

### (2) 質問受付期間

平成 30 年 6 月 8 日（金）から 6 月 15 日（金）午後 5 時まで  
受付期間以降の質問は、理由の如何を問わず受け付けません。

### (3) 質問提出先

電子メール：[info@suito-osaka.jp](mailto:info@suito-osaka.jp)

### (4) 質問の回答方法

受け付けた質問の内容及び質問に対する回答は、別紙様式 2-2 「水都大阪フェス 2018 質問と回答」にとりまとめ、平成 30 年 6 月 22 日（金）午後 5 時までに、水都大阪HP 「入札・契約情報」に掲載します。

<https://www.suito-osaka.jp/bid/index.php>

(注) 質問の個別対応は行いません。

## 9 提案にかかる提出書類及び提出方法

### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案応募申請書（別紙様式 3）：1 部
- イ 提案書（別紙様式 4-1 正本）：1 部、（別紙様式 4-2 副本）：12 部
- ウ 応募提案金額見積書（別紙様式 5）：1 部
  - ※内訳のみ写し 12 部
- エ 業務担当予定者の経歴（別紙様式 6）：1 部
- オ 共同企業体での応募の場合は、上記ア～エに加え、次の書類も併せて提出：各 1 部

- (ア) 共同企業体届出書（別紙様式 7）
- (イ) 共同企業体協定書（別紙様式 8）
- (ウ) 委任状（別紙様式 9）※構成員が支店等の場合のみ
- (エ) 使用印鑑届（別紙様式 10-1）※代表構成員が代表取締役の場合
- (オ) 使用印鑑届（別紙様式 10-2）※代表構成員が受任者の場合

カ 添付書類：各 1 部

(ア) 代表者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書（禁治産者、準禁治産者、破産者でないことの証明）【※個人の場合のみ】

(イ) 法務局が発行する成年後見登記に係る代表者の登記がされていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が無いことの証明）【※個人の場合のみ】

(ウ) 登記事項全部証明書（登記簿謄本）（原本）【※法人の場合のみ】

(エ) 大阪府域内に事務所がある場合、府税事務所が発行する未納のない証明書（原本）  
府の域内に事務所を有しない場合、主たる事務所のある都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税、市（町村）税に係る徴収金について未納のない証明書（原本）

(オ) 大阪市域内に事業所がある場合、3月末時点において納期が到来している、大阪市の税に係る徴収金を完納していることがわかる証明書

（証明書が出ない場合は、領収書の写しに原本に相違ない旨の記載と「日付、代表者名」とともに、押印をお願いします。）

(カ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（原本）

(キ) 事業実績に関する説明資料（任意様式：実施報告書等）

（注 1）上記（ア）から（カ）については、発行日から 3 か月以内のものとしします。

（注 2）共同企業体での応募の場合、上記（ア）から（カ）については構成員全てに係るものを提出してください。

## (2) 提出方法

**担当者と時間調整後、水都大阪コンソーシアム事務局へ直接お持ちください。**

（郵送等による提出は認めません。）

提出時には一切の質問に応じません。

## (3) 提出期限

平成 30 年 6 月 25 日（月）から 6 月 29 日（金）まで 午前 9 時 30 分～午後 5 時

提出後の資料追加、修正は一切認められません。

## (4) 提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階

水都大阪コンソーシアム

**※お越しになる前に、必ず時間調整をしてください。**

※電話番号 06-6210-9311

※様式は、「水都大阪」ホームページ「入札・契約情報」からダウンロードが可能です。

<https://www.suito-osaka.jp/bid/index.php>

※提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

### 【企画提案書等の作成上の注意】

#### (1) 記述内容

応募提案者の会社名等は、正本にのみ記入し、副本には会社名等応募提案者を類推できる記載は行わないこと。

これに反した場合、募集要項6失格事項(6)「審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合」とみなし、失格とすることがある。造語・略語を使用する場合は、定義を分かり易く記述すること。また、専門用語を使用する場合は、注釈を付けるなど、理解しやすいように配慮すること。

#### (2) 書式等

企画調整、運営及び警備等業務提案書（以下「企画提案書」という。）及び応募提案金額見積書は、全てクリップ留めとし、ホチキス留めや製本等は行わないこと。

企画提案書及び応募提案金額見積書には、正本・副本共にページ番号を付すこと。

指定様式以外の提出書類は日本工業規格A列4番又はA列3番を用いて作成すること。

言語は日本語を使用することとし、正確に記述すること。

#### (3) 企画提案書等の取り扱い

提出書類は返却しない。また、コンソーシアムが補正等を求める場合を除き、書類提出後の差し替えは認めない。

なお、提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

#### (4) 協賛について

パンフレット広告協賛等について、内容、金額等を具体的に提案すること。

### ※応募提案金額見積書の作成について

応募提案金額見積書は、次の点に留意のうえ作成し、提出すること。

#### (1) 応募提案金額見積書の様式等について

応募提案金額見積書は別紙様式5により提出すること。内訳には、会社名等応募提案者を類推できる記載は行わないこと。

なお、今回の提案額がそのまま契約金額になるとは限らない。

#### (2) 応募提案金額見積書内訳の記載項目について

応募提案金額見積書（別紙様式5）の内訳には次の項目について記載すること。

ア 事業全般に係る企画調整及び運営



- イ 効果的な情報発信
- ウ 集客に係る計画
- エ 自主警備、交通規制計画
- オ 会場設営及び搬入出計画
- カ 協賛獲得計画及び体制

自主警備、交通規制に係る業務は、この事業に起因する特別な安全対策が必要な場合は項目を追加し記載すること。

## 10 審査の方法

### (1) 事業者選定委員会によるプレゼンテーション審査

ア 提案者によるプレゼンテーションを実施し、事業者選定委員会が提案内容を審査します。その審査結果を踏まえ、事務局において契約候補者を決定します。

プレゼンテーション審査の日時・場所は、事前にお知らせします。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

イ 審査後、契約締結までの間に契約候補者が失格となった場合には、次点の提案者を採用します。

ウ 審査項目の基準点は全審査項目の合計点の6割とし、基準未満の場合は契約候補者及び次点者として選定しません。

エ プレゼンテーションの時間は、1提案者あたり概ね30分程度（質疑応答含む）を予定しています。ただし、参加者数等により、時間が変更となることがあります。

### (2) その他

審査は非公開とし、審査内容に係る異議や質問は一切受け付けません。

## 11 審査及び契約候補者の決定方法

本件業務内容及び企画提案に求める内容、視点等をふまえ、最も優れた提案を行った提案者1者を選定するため、次の審査項目及び配点に基づき採点します。

最高得点の提案者が2者以上の場合は受託金額が最も低額の者を契約候補者とします。

なお、受託金額も同額である提案者が2者以上ある場合は、くじにより契約候補者を決定します。

(審査項目及び配分)

審査項目	配分	審査内容・着眼点
(a)事業全般に係る 企画調整及び運 営	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 総合運営力（運営管理、組織・実施体制、調整進行計画等）</li> <li>➢ 企画力（インパクトがあり魅力的かつ独自性のある内容、水都大阪の多彩な魅力を創出する内容等）</li> <li>➢ 企画実現力（プログラムの遂行能力、事業内容の調整等）</li> </ul>
(b)効果的な情報発 信	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国内外に向けた効果的・効率的な広報計画となっているか</li> <li>➢ 様々なメディア・SNSの積極的な活用による情報発信となっているか</li> </ul>
(c)集客に係る計画	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 集客にかかる計画がイベント実績等に基づく等、実現可能性の高いものとなっているか</li> </ul>
(d)自主警備、交通 規制計画	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 警備等にかかる安全対策、計画遂行能力があるか</li> <li>➢ 警備員の配置、運用計画に合理性があるか</li> </ul>
(e)会場設営及び搬 入出計画	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 什器類等調達、搬入出、設営撤去計画の安全性・合理性・計画遂行能力等があるか</li> </ul>
(f)協賛獲得計画及 び体制	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協賛獲得計画・体制が合理的かつ効果的なものとなっているか</li> </ul>
(g)提案価格	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 算定式 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格</li> </ul>
合 計	100	

## 12 結果等の公表

全応募提案者に通知します。また、次の内容について水都大阪HPで公表します。

ア 契約候補者の名称、評価点及び選定理由（評価ポイント）

イ 全応募提案者の名称（申込順）

ウ 全応募提案者の評価点（得点順とします。応募提案者が2者の場合、次点の者の評価点は公表しません。）

エ 事業者選定委員会委員の氏名

オ 全体講評（議事の要旨）

（水都大阪 HP アドレス）

<http://suito-osaka.jp/>

### 13 その他

- (1) 提案に要する経費は応募提案者の負担とします。
- (2) 提案書等は返却致しません。
- (3) 提案書等は、当該募集に関する報告等に必要と認める場合及び条例等の規定による情報公開手続きによる場合を除き、応募提案者の許可を得なければ公表しません。
- (4) 本件委託業務の受託者は、本件に関わる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (5) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、契約を締結しません。
- (6) 契約候補者との間で、具体的事業内容及び契約内容について合意に達しない場合や、正当な理由なく契約に応じない場合は、契約候補者としての選定を取り消して次点の者を新たな契約候補者として採用することとします。
- (7) 契約締結後、「5 応募資格（7）」に該当すると認められた時は、契約を解除します。

## 水都大阪コンソーシアム公募型プロポーザル方式 応募提案・見積り心得

## (目的)

第1条 この心得は、水都大阪コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

## (法令等の遵守)

第2条 応募提案者及び契約候補者は、関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

## (公正な応募提案の確保)

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## (募集要項等の熟知)

第4条 応募提案者は、コンソーシアムの企画提案募集要項及び業務仕様書に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、応募提案しなければならない。提案時に、募集要項及び業務仕様書等について疑義があるときは、コンソーシアムが指定した方法によりコンソーシアムに対し説明を求めることができる。

## (見積書の作成等)

第5条 契約候補者は、コンソーシアムが指定した様式により見積書を作成し、記名押印の上、

指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書が、見積依頼書、その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積書は無効とする。
- 3 見積書を提出した後は、訂正することはできない。
- 4 前各項の規定は、コンソーシアムが別に指示する場合は、適用しない。

#### （見積りの辞退）

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、コンソーシアムの承認を得て、見積りを辞退することができる。

- 2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、コンソーシアムが指定した様式により見積り辞退承認申請書を作成し、コンソーシアムへ提出するものとする。（なお、応募提案者が、期限までに提案書等の提出をしない場合は、応募提案者とならないので、辞退のための申出は不要である。）
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

#### （見積りの取り止め等）

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるとコンソーシアムが認めるときは、契約の相手方としないことがある。

- 2 前項の場合において、コンソーシアムが調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

#### （見積書の再作成）

第8条 契約候補者が提案上限金額以内の見積りをした場合であっても、再度、見積書の作成を依頼することがある。

- 2 前項の場合において、見積書の再作成の依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

#### （見積書の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り

- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) コンソーシアムから示した条件以外の条件を付した見積り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が提案上限金額の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

- 2 前項による契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者がいる場合は、第5条から第10条前項までの規定を準用する。

(契約の手続き)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約書等の提出)

第12条 契約相手方は、コンソーシアムから交付された契約書に記名押印し、これをコンソーシアムに提出しなければならない。

- 2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第13条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、コンソーシアムの指示に従うこと。